

(49) 留守家庭児童会室に関する相談

【内容】

留守家庭児童会室の入室申込、入室後の保育料減免、入室後の退室手続ができます。

【持ち物】

- ①就労証明書（児童会入室申込にあたって事前に会社等で証明されたものが必要です）
- ②非課税証明書等（入室されている方が、保育料の減免申請をする際には、所定の証明書が必要です）

【担当課】

学校教育部 放課後子ども課

電話：050-7105-8201